

# 肝付町農業委員会委員募集



肝付町及び肝付町農業委員会は、現在の農業委員の任期が令和2年8月31日をもって満了となるため、**肝付町農業委員会委員を募集します。**

募集人数	16人
任期	令和2年9月1日から 令和5年8月31日まで(3年間)
身分	肝付町の非常勤の特別職職員
報酬月額	肝付町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例による

業務内容	(1) 農地の権利移動・転用の許可等に関連する審議及び決定並びに農地利用最適化推進委員と連携した現場活動
	(2) 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
	(3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

## ■推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業委員になるためには、農業者または農業者が組織する団体等から推薦を受けるか、または自ら応募する必要があります。推薦を受ける、または、応募することができるのは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者です。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、農業委員となることができません。
- ① 肝付町が設置する他の附属機関等の委員で兼務を禁止している者
  - ② 肝付町の職員
  - ③ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者

## ■推薦・募集方法及び応募書類等

(1) 町内全域からの推薦 «個人農業者等(3人)から推薦する場合»	【様式第1号】
(2) 団体等からの推薦 «法人及び団体等から推薦する場合»	【様式第2号】
(3) 一般募集 «個人で応募する場合»	【様式第3号】

申込期間	4月6日(月)から5月8日(金)【必着】 ※郵送の場合、当日消印有効。
選任方法	推薦書及び応募届出書に記載された内容をもとに、募集の要件を満たしているかなど町農業委員候補者評価委員会で公正に審査し、町長が議会の同意を得て選任します。
情報の公表	申込期間の中間及び終了後に、町のホームページ等で推薦を受けた者及び応募した者に関する氏名、職業、年齢、応募理由等を公表します。
個人情報の取扱い	提出された書類は一切返却しません。なお、選任において取得した個人情報は、選任に関する事務以外の目的では使用しません。

※書類については、町ホームページ(<https://kimotsuki-town.jp>)からダウンロードいただくか、総務課、内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所の窓口に準備しております。

【推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先】

〒893-1207 肝属郡肝付町新富98番地 総務課

☎ 0994(65)2511 e-mail soumu@town.kimotsuki.lg.jp